

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、Aに雇用され、B所在のC（以下「店舗」という。）において、店長としてパンの製造、販売業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、D（以下「副業先」という。）の作業現場において、脚立の脇で転倒しているところを発見され、E病院に救急搬送されるも、同日、同病院で死亡した。死体検案書には、死亡したとき「平成〇年〇月〇日午前〇時〇分」、直接死因「くも膜下出血」（以下「本件疾病」という。）、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の本件疾病の発症及び死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の本件疾病の発症及び死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の疾病名と発症時期については、決定書理由に説示するとおり、被災者は、平成〇年〇月〇日、本件疾病を発症したものと判断する。

(2) 本件疾病を含む虚血性心疾患等の業務起因性の判断基準は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。

(3) 請求人の主張の要旨は、被災者は、店舗において就労する一方で、副業先においても就労し、賃金を得ていた事実があることから、被災者の業務の過重性の評価に当たっては、被災者の店舗での労働時間と副業先での労働時間とを合算して判断すべきであるという点にある。そこで、検討すると、以下のとおりである。

当審査会において一件記録を精査するも、被災者と副業先との間の労働契約書や給与支払明細書等、被災者が副業先において労働者として就労していたことを明らかにする資料は存在しておらず、また、Fも、被災者が副業先で就労していたことについては知らなかったとしており、被災者が、副業先において労働者として雇用されていたとは断定できない。もっとも、副業先から毎月、相当の金額が定期的に振り込まれていたことは事実であると認められ、また、被災者が転倒した場所が副業先の作業現場であったことからみて、労働者という立場であったか否かは不明であるも、一定の対価を得て労務に従事していたことは事実であると推認し得る。そこで、仮に被災者が、労働者として副業先において就労していたとした場合、被災者の店舗での労働時間と副業先での労

働時間とを合算して被災者の業務の過重性を評価すべきかどうかについて検討すると、以下のとおりである。

ア 労災保険制度は、労基法に基づく個々の使用者の災害補償責任を担保するものとされているところ、本件のように、労働者が、その余暇の時間を利用して主たる事業場以外の事業場において就労していた場合に、当該就労時間も合算して労働者の業務の過重性を評価すべきとすると、使用者の責任は曖昧なものとなり、ひいては労災保険法の性格を変貌させる結果をもたらすこととなる。この点、大阪地方裁判所平成29年3月13日判決（同裁判所平成25年（行ウ）第216号）は、要旨、「ある事業場での労働時間以外の時間に関し、労働者がどのように過ごすのかについては、当該事業場は関与し得ない事柄」であって、「当該事業場と別の事業場が実質的には同一の事業体であると評価できるような特段の事情がある場合でもない限り、別の事業場での勤務内容を労働災害の業務起因性の判断において考慮した上で、使用者に危険責任の法理に基づく災害補償責任を認めることはできない」から、「複数事業場での就労を併せて評価して業務起因性を認めることは、労基法に規定する災害補償の事由が生じた場合に保険給付を行うと定めた労災保険法第12条の8の明文の規定に反するというほかない」としている。

イ 請求人は、労基法第38条第1項の規定を根拠に、事業場を異にする場合においても労働時間は通算されるべき旨主張するが、同規定は、複数の事業場で就労した場合における労働時間の規制の基準となる労働時間の算定に関して定めたものであり、労災保険法における業務起因性の判断に際して、労働時間を通算するとの根拠にはならないものである。また、請求人は、労働者災害補償保険審査官の平成〇年〇月〇日決定が、複数事業場における労働時間を通算し、通算された労働時間数を死亡労働者の業務上の心理的な負荷要因と認め、同労働者の精神障害の発病が業務上の災害であると認めているとして、本件においても同様の判断が導かれるべきであるとも主張するが、同決定は、複数事業場における兼業をもって業務起因性を肯定したものではなく（東京高等裁判所平成24年8月8日判決（同裁判所平成24年（行コ）第55号）参照）、同主張を採用することはできない。

さらに、請求人は、今後、複数の事業場で就労する労働者の業務の過重性について評価することが求められる事案が増大することが予想されることか

ら、労災行政において手当がなされるべき旨を主張するが、上記裁判例に示された考え方を踏まえれば、かかる問題については、立法的な措置を含め、総合的な検討の下に判断されるべきものであり、現段階において、当審査会が判断すべきものではないことを付言する。

(4) 以上のとおり、被災者については、仮に副業先において労働者として就労していたとしても、上記裁判例が指摘するような特段の事情がないことは明らかであり、当該労働時間を業務上の負荷要因として合算することは妥当でない。

(5) したがって、店舗での就労における業務上の負荷をもって本件疾病の業務起因性を検討すると、以下のとおりである。

ア 異常な出来事への遭遇について

被災者は、本件疾病の発症直前から前日までの間に、店舗において業務上異常な出来事に遭遇したとは認められない。

イ 被災者の労働時間の算定について

監督署長は、被災者の始業時刻を、被災者が出勤したときに解除していた店舗の警備機器の解除時間を記録した機械警備月間報告書を基礎として算定し、被災者の終業時刻を、被災者が自家用車での通勤に利用していたETC記録を基礎として算定し、被災者の出勤日を、勤務シフト表及び出勤簿を基礎として確定しており、審査官もこれを採用しているところ、同機械警備月間報告書、ETC記録並びに勤務シフト表及び出勤簿には客観性があることに鑑みれば、監督署長の労働時間の算定は妥当であると判断する。

ウ 短期間の過重業務について

被災者の本件疾病の発症前おおむね1週間の店舗における時間外労働時間数は0時間であり、労働時間が業務上の負荷要因となったとは認められない。このほか、関係者からの聴取及び報告書等からは、被災者の本件疾病発症前おおむね1週間において、被災者に、店舗で、労働時間以外の特に過重な業務上の負荷要因があったとも認められない。

エ 長期間の過重業務について

被災者の本件疾病の発症前おおむね6か月間の店舗における時間外労働時間数についてみると、発症前1か月の時間外労働時間数は43時間43分であり、また、発症前2か月間から6か月間までにおける1か月当たりの平均時間外労働時間数は、最長で、発症前3か月間の平均の58時間15分であ

り、いずれも80時間には達しておらず、労働時間が業務上の負荷要因となったとは認められない。このほか、関係者からの聴取及び報告書等からは、被災者の本件疾病発症前おおむね6か月間において、被災者に、店舗で、労働時間以外の著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務上の負荷要因があったとも認められない。

- (6) 上記のとおり、被災者の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、当審査会としても、被災者の本件疾病の発症は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。
- (7) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

4 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。